

知床版図柄入りナンバープレート

デザイン募集要項



斜里町



羅臼町



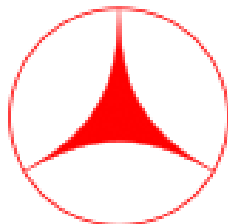
小清水町



中標津町



標津町



清里町



別海町

平成30年7月2日

知床・地方版図柄入りナンバー導入検討協議会

(斜里町・清里町・小清水町・別海町・中標津町・標津町・羅臼町)

1. 主 旨

- (1) 国土交通省が策定した「地方版図柄入りナンバープレート制度※1」に基づき、知床周辺地域の地域振興や観光振興などを目的として、知床周辺地域を一目でイメージできるナンバープレートのデザインを国土交通省へ提案するため、そのデザイン案を募集します。
- (2) 応募いただいたデザイン案の中から、「知床・地方版図柄入りナンバー導入検討協議会※2」による審査、住民の意見募集等を経て、国土交通省へ提案するデザイン（以下「提案デザイン」という）を決定します。

※1 「地方版図柄入りナンバープレート制度」の概要

(1) 交付単位

ナンバープレートの地域名表示が単位となります。

「知床」で1図柄提案できます。

【参考】

ラグビーW 特別仕様

(2) 交付主体

国土交通省

(3) 図柄の内容等

- ・プレートの形、サイズ、文字等は変えず、背景や余白に絵を書くようなイメージです。
- ・図柄は、ナンバープレートの文字・番号の視認性が確保されること、商標登録など他者の権利を侵すものでないこと、公序良俗に反するおそれがないこと等の基準を満たしている必要があります。
- ・国土交通大臣により知床版図柄入りナンバープレートとして指定された場合、平成32年度中を目途に図柄入りナンバープレートとして、交付が開始される見込みです。
- ・「寄付金あり」「寄付金なし」の2種類があり、寄付金ありのデザインはフルカラー、寄付金なしは同じデザインのモノトーンとなります。
- ・自動車使用者は、図柄入りナンバープレートの交付の際、寄付金を納付する場合と納付しない場合のいずれかの図柄を選択できます。（図柄なしのナンバープレートも選択できます。）
- ・寄付金ありの図柄入りナンバープレートの交付の際に寄付された寄付金は、その地域の交通サービスの改善や観光振興等に活用されます。



※2 「知床・地方版図柄入りナンバー導入検討協議会」について

知床図柄入りナンバーの導入に向け知床周辺7町（斜里町・清里町・小清水町・別海町・中標津町・標津町・羅臼町）において構成された組織です。

2. 応募期間

平成30年7月2日（月）～8月12日（日）17時30分まで（必着）

※上記期間以外のお応募は受け付けません。

3. 応募者の資格

日本在住（デザイン案をお応募する日から国土交通省への提案が終るまでの間）の個人とし、国籍・年齢・経験・受賞歴の有無等は問いません。

4. デザイン案の条件

デザイン案は、次の条件をすべて満たすものとします。なお、デザイン案はナンバープレートの背景のデザインであって、ナンバープレートの形状、ナンバープレートに表示される文字や数字の書体等は対象外です。また、図柄入りナンバープレートは交付期限（使用期限）を設けていないため、長期間にわたって交付・使用されることを念頭にデザイン案を作成して下さい。

(1) 次の趣旨に則したものであること。

- ・「知床」または、「知床周辺地域7町（斜里町・清里町・小清水町・別海町・中標津町・標津町・羅臼町）」をイメージすることができ、デザインのコンセプトとして明文化できるもの。
- ・「知床」ナンバーを導入する地域の魅力アップにつながるもの。
- ・「知床」ナンバーを導入する地域の方が車両に装着し愛着や喜びを感じられるもの。
- ・「知床」ナンバーを導入する地域の特色を表現し、地域振興・観光振興に資するもの。

(2) ナンバープレートのデザインが以下のいずれにも該当しないものであること。

- ・政党その他の政治団体、宗教に関連するもの。（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの背景のデザインとすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く。）
- ・特定の企業の営利活動を目的とするもの。（ただし、その地域に関連するものであって、当該地域住民に広く受け入れられているものを除く）
- ・個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの。
- ・国の利益や、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるもの。
- ・特定の人物をモチーフとするもの。（ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。）
- ・他者の権利（商標登録など）を侵すおそれがあるもの。
- ・公序良俗に反するおそれがあるもの。
- ・その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないもの。

(3) 応募者が特定できる情報が入っていないもの。

- (4) ナンバープレートに印字されている文字や数字と重なる部分に濃い色を使用していないなど、ナンバープレートとしての視認性が十分確保されているもの。
- (5) 自作かつ未発表のデザインであること。
※提案デザインの決定前に公表していた場合は、「未発表」とならなくなるおそれがあります。

5. 応募作品

1人3点まで応募できます。

6. 応募方法

○デザイン案は手書き又はデジタルデータにより作成し、応募用紙とともに提出して下さい。

応募用紙は知床・地方版図柄入りナンバー導入検討協議会に加入自治体（斜里町・清里町・小清水町・別海町・中標津町・標津町・羅臼町）（以下「協議会加入自治体」という）のホームページからダウンロードできるほか、各町の窓口等に置いています。

○応募にあたってフルカラーをモノトーンに置き換えたデザイン（寄付金なしのナンバー）を提出できる場合は、フルカラーとモノトーンの両方を提出して下さい（国土交通省へ提案する際の参考にするため）。提出できない場合は、フルカラーのみ提出して下さい。なお、フルカラーをモノトーンに置き換えたデザインを提出できる・できないは評価（審査）の対象となりません。

(1) 手書きの場合

- ・指定様式である「手書き・ワード用」A4サイズに印刷し、フルカラーでデザインを描いて、必要事項を記入した応募用紙とともに提出して下さい。
- ・指定様式「手書き・ワード用」は協議会加入自治体ホームページからダウンロードして下さい。

(2) デジタルデータの場合

- ・デジタルデータ（Adobe Illustrator®バージョン CS 以上 CC 以下）により、所定のフォーマットにフルカラーで制作し、応募用紙とともに提出して下さい。なお、データは AI 形式で保存して下さい。
- ・デジタルデータは、協議会加入自治体からダウンロードして下さい。
※デジタルデータの作成に当たっては、別紙「地方版図柄入りナンバープレート データ作成について」をご確認下さい。

7. 提出方法

(1) 郵送または持参の場合

必要事項を記入した応募用紙のデータとデザインデータをCD-Rに保存し

封筒に「図柄入りナンバープレート応募」と朱書きし、羅臼町企画振興課まで郵送・持参して下さい。

(2) 電子メールの場合

件名を「図柄入りナンバープレート応募」とし、必要事項を記入した応募用紙のデータとデザインデータをメールに添付の上、下記のメールアドレスへ送付して下さい。なお、総容量が3MB以上になる場合には郵送で提出して下さい。

(3) 提出先

住 所 〒086-1823 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

羅臼町役場企画振興課あて

アドレス kikaku.r@rausu-town.jp

8. 選考方法

協議会内に組織される選考委員会による選考を経て、応募作品の中から提案デザイン候補数点を絞り込みます。選考されたデザイン数点を対象に知床ナンバー対象地域の住民による投票や意見等を参考にし、選考委員会による審査を経て、協議会で最優秀賞（1作品）と優秀賞（2作品）を選出し最優秀賞作品を提案デザインとします。

※提案デザインとして選出されていたものが、国土交通省の審査の結果、視認性等の関係からナンバープレートに用いられないことになった場合、審査・選考の結果を踏まえて、別のデザイン案を候補とします。

9. 結果発表

提案デザインは、平成30年11月頃の発表を予定しています。

10. 入賞作品

最優秀賞（1作品） 10万円・副賞

優秀賞（2作品） 2万円・副賞

11. 応募にあたっての留意事項

応募者は、次のいずれの事項についても承諾したうえで応募して下さい。本応募要項に記載した条件を満たしていない応募については、選考の対象外となりますのでご注意下さい。

(1) 応募について

- ・応募の手続きは、日本語となります。
- ・応募するにあたり、提出物に応募者の情報、デザイン案の企画説明等の必要事項が記載されていない場合は、応募することができません。
- ・企業、学校等組織名義での応募はできません。

- ・デザイン案の選考過程において協議会から連絡する場合があります。
- ・国土交通省への提案デザインの決定にあたっては、日本在住であることを確認するため、マイナンバーカードや運転免許証、住民票の写し等の提出をお願いすることがあります。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ・応募者の個人情報については、応募や選考に関する連絡その他選考事務に必要な範囲のみで使用します。また、国土交通省、協議会、選考委員会及びその他審査事務に関わる第三者に必要な限度で提供することがあります。

(3) デザイン案及び提案デザインの補正・修正について

- ・デザイン案及び提案デザインについて、視認性の確保等の観点から、必要に応じて協議会から応募者に修正・補正を依頼する場合や、協議会又は国土交通省が修正・補正を行う場合があります。
- ・手書き作品が提案デザインとなる場合は、デザインをデータ化にしますが、色合いやデザイン、イラストの詳細が忠実に再現できない場合があります。

(4) 採用作品の選考結果の公表について

- ・協議会に加盟している斜里町・清里町・小清水町・別海町・中標津町・標津町・羅臼町のホームページで結果を発表するほか、採用作品の応募者に直接連絡します。個別のお問い合わせには応じかねます。
- ・採用作品の応募者の氏名等については公表することを基本としますが、ご本人の意向を踏まえ、その取扱いを相談のうえ、決定します。

(5) 応募作品に係る知的財産権等について

- ・応募作品は、未発表でかつ著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）その他第三者の権利を害さないものに限ります。（採用前に応募作品を公表してしまうと「未発表」とならなくなってしまうおそれがあるため、ご注意ください。）なお、第三者に権利が帰属する素材又は方法等をデザイン案に使用するとき、その使用に関し、当該権利を有する者から書面による事前の承諾を得るものとし、その使用に関する一切の責任（使用料の支払いを含む。）を応募者が負うこととします。
- ・応募作品に係る知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、または出願、登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- ・提案デザインの決定にあたり、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ、デッサン等の関連資料を確認させていただく場合があります。
- ・応募作品に係る所有権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、二次的使用権その他一切の権利（知的財産権を登録する権利を含みます。）を、作品提出時に協議会に無償で譲渡するものとし、また、採用作品の応募者は協議会並びにこれらに指定する者に対し、著作権、人格権等を行使しな

いものとしします。なお、最終選考後に協議会と採用作品の応募者との間で、著作権等譲渡契約書を締結させていただきます。

- ・提案デザインの決定後に著作権侵害等の問題が判明した場合、著作権の移譲に同意いただけない場合、及び協議会の著作権侵害に関する調査手法や選考委員会等の選考方法、賞金金額・副賞等に不服等の申し立てがある場合などには、決定を取り消すことがあります。
- ・応募作品について、協議会は広報及び記録を目的とした資料、ウェブサイト等において無償でこれを使用できるものとしします。

(6) その他

- ・採用作品が、図柄入りナンバープレートの図柄として使用されるかどうかは、国土交通省が設置する有識者審査会の審査を経た上で、最終的に国土交通大臣が指定します。
- ・応募に要する費用はすべて応募者の負担となります。その他応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については、応募者が責任を負うものとしします。また、何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合についても責任を負いません。
- ・提出物はいかなる場合でも返却しません。なお、協議会は、ご提供いただいた提出物の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等については責任を負いかねますので、提出物に係るデータファイル等のバックアップは各自でご対応下さい。
- ・応募要項の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、応募要項への同意にもかかわらず応募に関して紛争が生じた場合には、協議会を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることとしします。
- ・未成年者の方は、応募にあたり、親権者等の法的代理人の同意を得た上で応募して下さい。採用作品にあたっては、著作権等の権利譲渡や賞品授受等に関して改めて親権者等の法定代理人の同意書が必要になります。
- ・応募要項に記載された事項（スケジュール、留意事項等）については、今後、協議会の判断により、変更または追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方であってこれに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失及び損害等の負担には応じかねます。

12. 事務局及び問合せ先

〒086-1823 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

羅臼町企画振興課 図柄入りナンバープレート担当

TEL 0153-87-2114

Mail kikaku.r@rausu-town.jp

地方版図柄入りナンバープレート データ作成について

1. データファイルのフォーマットについて

(1) データ作成の準備

デザイン案は Adobe 社 Illustrator の CS から最新の CC までのバージョンで作成するものとし、協議会加入自治体のホームページから指定様式(.ai 形式)をダウンロードして作成してください。

(2) 注意事項

- ・提案する図柄については、良好な画質を得るために、少なくとも 350dpi 以上の解像度を推奨します。カラーモードは CMYK カラーで作成してください。
- ・図柄にメタリック色を使用することはできません。
- ・指定様式のレイヤーは「寸法説明等レイヤー」「ナンバーレイヤー」「軽自動車用縁線レイヤー」「専門用縁線レイヤー」「デザインレイヤー」「白下地レイヤー」の 6 つに分かれていますが、デザインは「デザインレイヤー」に作画してください。(その他のレイヤーの編集は行わないでください。)



- ・中型標板（前部・後部）、大型標板（前部・後部）の 4 つの枠全てに同一デザインを作画してください。
- ・事業用自動車ナンバーには緑色、軽自動車ナンバーには黄色の縁取りを施すため、縁線付近に同系色の図柄が採用された場合は、色味調整を行う場合があります。
- ・ナンバーの取付にあたり、ワッシャーとネジを使用します。ワッシャーにより図柄が隠れてしまうこともありますので、図柄の位置にご注意ください。